

保護者様

三重県立桑名西高等学校

出席停止について

お子様が、学校保健安全法による学校において予防すべき感染症（下記参照）に罹っていると思われる場合には、医療機関を受診するとともに、医師の指示に従いご家庭における健康管理をよろしくお願いいたします。

なお、登校の許可が出たときは下記の用紙を医療機関にて記入していただき、担任に提出してください。

出席停止期間一覧

但し、症状により学校医またはその他の医師において感染症の予防上支障がないと認められた時は、この限りではない

第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失まで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
	結核	感染のおそれがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ	細菌性赤痢	感染のおそれがないと 認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	
	パラチフス	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	その他の感染症	

学校感染症の出席停止解除の連絡

年 組 席 名前

上記の者は、感染のおそれがない状態になりましたので、登校してもよいことを認めます。

1. 感染症の種類

2. 出席停止期間

年 月 日より 月 日まで（ 日間）

令和 年 月 日

医療機関名
医師名

印